

## 医療費適正化計画について

### 1 計画策定の趣旨

日本の医療制度の根幹である国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくことが、喫緊の課題となっている。

この課題に対応するため、平成18年の医療制度改革において、「医療費適正化計画」の制度が創設され、国及び各都道府県に策定が義務付けられている。

### 2 計画の目的

県民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、「県民の健康の保持」及び「医療の効率的な提供」を実現することにより、結果として「将来的な医療費の伸びの抑制（医療費適正化）」を図ることを目的とする。

### 3 計画策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に基づく都道府県計画であり、厚生労働省が定める基本的な方針（医療費適正化基本方針）に即して策定するもの。

### 4 現行計画（群馬県医療費適正化計画（第3期））の計画期間

6年間（平成30年度～令和5年度）

### 5 基本理念

- (1) 今後の県民の健康と医療のあり方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指す。
- (2) 医療・介護の提供体制を支える医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高め、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費適正化を図っていく。